

# 哲学研究

第五百三十七号

第四十六  
卷第七册

## 支配変動論

池田 義祐

一

支配についての社会学からなされてきた研究は、従来、主として理論社会学の領域で行なわれて居り、そこでは一般に「支配の社会学」とか「支配関係論」あるいは広く「支配論」と呼ばれている。筆者が本稿でテーマとした「支配変動論」という名称は、社会学のなかでも一般に殆んど使用されておらず、こうした、いわば耳なれないテーマについて、先ず若干の説明を試みておこう。

社会学の領域で変動論と云えば、一般に社会全体乃至社会体制レベルでの所謂「社会変動論」であり、社会学の学祖A・コントをはじめ、H・スペンサーや、E・デュルケム、F・テンニース、W・オグバーン等々、かつての著名な社会学者がそれぞれ何らかの形で社会変動の理論的もしくは歴史的説明に力を注いでいる。わが国では、さきに故小松堅太郎氏の「社会変動論」(一九五三年 有斐閣)があり、最近では富永健一氏の「社会変動の理論」(一九六五年 岩波書店)などがあるが、しかしながら、一方、社会変動論に対しては、その理論を単なる史観の域を超えて科学的

に確立することは凡そ至難の業であるとされ、従つてそれに對して悲觀的もしくは否定的な見解も、經驗科学としての社会学の立場から相当有力であり、根強く存在しているようである。

ところで筆者が本稿で支配變動論を問題とする文脈は、このような社会變動論の領域に於いてではなく、すなわち社会變動の一部分として、全体社会を構成している支配体制——特に政治的な支配体制の變動や変化について、従来の社会變動論との関連において理論的あるいは歴史的に考察しようとするのではなく、主として以下に述べる支配の学説史的な領域内においてであり、はじめに、そこに問題を限定しておくことを断わっておく。

支配の社会学、支配關係論、支配論などの名の下に、従来の社会学のなかで支配（当然、服従をも含めて）についてなされた一般的・体系的諸研究の主要なるものを概観してみると、それらの多くのものに共通して云えることは、それらが広い意味での類型論を中心としており、支配の社会学、支配關係論乃至支配論は、内容的には実は支配類型論を中心とするものであると断じて大過ないように思われる。

(註) もっとも、広い意味での支配現象に関する近時の社会学的研究の一般的傾向は、社会学の他の分野（例えば宗教社会学など）に見受けられるところと同じように、従来の一般的・体系的・理論的研究よりは、いずれかと云えば個別的・具体的・実証的研究が多くなり、従つてかつての支配類型論とは、その趣を異にしている現況であると云えよう。かかる傾向は、大きくは近代科学全般に見られる急速な専門分化、特殊化による対象領域の狭隘化、局部化、分散化の進行と決して無縁ではないと思われる。反面、そこに今や専門閉塞化、孤立化の病弊が現われつつあり、それを克服する方途の一つとして、かつての一般的な支配類型論の再認識を試みる時機が到来しつつあるように思われる。本稿の意図も一部はこの点とかかわっている。

さて、広い意味での支配類型論は、支配を特定の社会学的観点乃至視角から、いくつかの基本的形態に分類し、その各々の形態について分析解明を試みるとともに、さらに諸形態間の関連を究明するといったアプローチが一般にとられており、そして支配の社会学の領域に、すぐれた成果があげられているのである。

このような支配類型論に対して、支配變動論を提起し又はそこから（支配類型論から）出発して支配變動論を展開するということは、一体どういう意味をもち、いかなる経路をたどってそのような展開がなされるのであろうか。このことは、とりもなおさず、私が問題にする支配變動論は、既存の支配類型論に対して、いかなる関連の下において、それ自体の意義が見出せるかということである。こうした問題点が本稿の基底にあり、又同時に結論を導き出す前提ともなっているのである。ここで筆者が一貫して考えていることは、要約すれば支配變動論についての次の如き私見である。すなわち本稿でとりあげる支配變動論の中心は、支配の基本的諸類型間の内面的・動態的関連についての理論的考察である。従って支配變動とは支配の基本的諸類型間の變動であり、かつての支配類型論における基本的諸類型間の単なる静態的相違や比較、もしくはせいぜい静態的連関の考察ではなく、動態的、變動過程そのものの理論的追求が支配變動論の主たる任務となるのである。なお、ここで特に内面的関連についての考察とした点に関しては、後にマックス・ウェーバーなどの支配類型論を検討する際に、筆者のそれについての考えを明らかにするが、一言にして云えば支配関係をとりまく外面的・外部的条件・状況によってではなく、専らそれ自体の内部的特性（それ自身のもつ内的特性）によってどのように変化し變動するかを理論的な可能性の次元で追求するということである。筆者のいう支配變動論についての前置きは、簡単ではあるが以上で一応とどめておき、次にかつての支配の社会学、支配関係論、支配論の領域において、その主要な内実をなしていた支配類型論のうち、代表的と思われる三者の学説について概観し、支配變動論の立場から検討を試みることにする。

## 二

その一人は、いうまでもなくマックス・ウェーバーの古典的とも称すべき支配の社会学である。彼の支配理論、特にその中心とも云える支配類型論はあまりにも有名であり、わが国でも第二次大戦後（世良晃志郎氏訳・支配の

社会学Ⅰ・Ⅱ創文社)、その原典が翻譯されており、そのほか、いろいろの形で紹介され、引用され、論評されたりしているのので、ここではそれを詳細に述べる必要はないと思うが、彼の支配の社会学の最も大きな特色とされている点は、支配—服従の社会関係を、彼の所謂『行為社会学』の立場から関係当事者の社会的行為に着目しており、更にその場合、支配という社会的行為よりも、いづれかと云えば服従という社会的行為(彼が社会的行為という場合は、周知の如く、行為者自身の他者に向けられ主観的に思念された有意味的行為である)を基点として捉えているということである。このことと関連して彼は更に支配関係を主として服従者の側の当該支配関係に対して抱いているところのある特定の主観的意識——すなわち『正当性の信念』(Legitimitätsgefühle)を中心として説明している点も注目し値するであろう。彼によれば、支配とは個々の場合には支配者からの命令に対して服従者の千差万別の服従動機に基づく服従なる社会的行為によって成立するのであるが、彼等の動機は殆んど無意識に近い即自的、無自覚的な、いわば単なる慣習的な性質のものから、純粹に目的合理的な利害打算に到るまで種々雑多である。しかしながら、あらゆる真の永続的な(echte und dauernde)支配関係にとって本質的に必要であるのは、一定最小限度の服従意欲(ein bestimmtes Minimum an Gehorchenwollen)‘すなわち服従それ自体への外的または内的関心であるとして、(浜島朗訳、「マックス・ウェーバー権力と支配」一九五四年参照)服従者が自己の服従行為を積極的にか消極的にか、そのいづれにせよ正当であるとする彼自身の信念が必要であることを力説しているのである。ウェーバーのかかる発想は、たしかに支配という社会事象のもつ一面の真実を明らかにしているものと思われる。すなわち支配というような、特に服従者にとって屢々被強制的であるという意味で強烈な社会的行為——服従は、決して単に支配者からの一方的な社会的勢力の発動だけで全く他動的、機械的に生起し、且つ存続するものではないだろう。いかなる専制的支配、絶対的な独裁と雖も、服従者が根本的には最小限度に於いてでも、それらを是認すること、もしくは諦認すること(長いものには巻かれるといった形をとるにしても)、そして結局はそうした支配を受容することが必要であろう。

この意味に於いては、支配が支配関係として成立し存続することは、すなわち支配者が持続的に支配者たりえることは、服従者とその支配に対して正当性信念を抱くことによつて服従することを必要条件とするわけである。かくして人が服従者たることは、すでに支配の受容を内含しているのである。

(註) 高田保馬氏が支配関係という一般的呼称を使用されずに、從屬関係と呼ばれたことは、この点から見れば極めて興味深い。他の機会に検討してみたいと思つてゐる。

かくしてウェーバーの場合、支配関係は服従者が当該支配関係に対して抱いているところの正当性信念が何をその根拠として服従という社会的行為の動機になっているかによつて、次の三種の基本形態に分けられているのである。

一、合法的又は合理的支配 (legale od. rationale Herrschaft)

一、伝統的支配 (traditionale Herrschaft)

一、カリスマ的支配 (charismatische Herrschaft)

この著名な三種の支配の類型についての詳しい説明や検討(特に彼の社会的行為の四種の基本的形態との関係)は、この際すべて省略するが、要するに服従者が合法的・合理的に制定された客観的、非人格的支配秩序(この場合、支配者の側から一方的に決められた例えば欽定憲法であっても、又は服従者との協議を経て決められた議定憲法乃至協定憲法のいずれであっても差支えないとされている)を正当視するか、伝統のもつ威光に基づいて支配を正当なものとして認めてこれに服従するか、或いは支配者のもつカリスマ的屬性——神聖性、超人的な力、異常な卓越性などに打たれて、いわば魂を奪われたような形で彼を崇拜し彼に帰依するかによつて、右の三種の類型がわかたれているのである。さて、かかるウェーバーの三種の基本的類型の間には、どのような変動過程が考えられているのであろう

か。

そこで先ず明らかに指摘できることは、これら三種の基本的形態のなかで、彼が合法的・合理的支配の類型を支配の近代的な形式として、それ故、他の二種の類型の次に来るもの、それらの後につづくものとして把握していることである。この点は彼が合法的支配の考察をはじめるにあたって、緒言として述べているところからも明らかである。換言すれば、伝統的支配とカリスマ的支配との二つの基本的類型は、前近代的な支配の形式であり、社会が前近代社会から近代社会へと移行するにつれて、そこでの支配も亦、近代化の過程のなかで、合法的・合理的支配へと変動するとしているのである。彼のこうした見解に対して、さきに述べた筆者なりの支配変動論の立場から検討してみる。と、前近代社会における伝統的支配とカリスマ的支配との相互の関連——特に動態的関連については次に考察することとして、この前近代的な支配の二種の基本類型が近代的な合法的・合理的支配類型へと変動する際、その過程において主導的な役割、機能を果しているものは、彼の場合、支配類型の内面的関連のうちにはなくして、主として支配関係を取り巻く社会の近代化という外的状況のなかで把握されているということである。筆者があえて内面的関連と呼ぶのは、伝統的支配にしる合法的支配にしるカリスマ的支配にしる、支配—服従という支配関係の基本的類型それ自体の有している、それぞれの根本的原理又は特質が相互にどのように動態的に関連するかによって、いかなる類型間の変動が理論的に可能であるかと云う意味を強調したいからである。この場合、具体的に云えば、社会の近代化は近代化として、伝統的支配やカリスマ的支配それ自体の原理乃至特質が如何にして合法的支配への変動過程を生むに到るのかの理論的解明の問題なのである。支配の論理から云えば、社会が変化（この場合は近代化）しても、支配関係は変化に対して決していち早く対応する性質のものではない。何となれば一般に支配者は既存の支配体制をできるだけ保持しようとするのは当然であり、又服従者もウェーバーの正当性の信念説から云えば、既存の支配体制からの脱却は決して容易ではないはずである。そうであれば、単に社会全体が近代化するから、支配関係も全く無条件的

に合法的・合理的支配関係へと変動するという見解は、少なくとも支配という或る特定の、又は特殊な社会事象を中心に問題とする支配の社会学、別しては支配変動論の立場からは、やや不十分であると思われるのである。

次に伝統的支配とカリスマ的支配との動態的関連はウェーバーの場合、どうなっているのか。この点に就いて彼は、さき述べてきた伝統的支配とカリスマ的支配から合法的・合理的支配へと云った類型間の明確な変動乃至推移の図式を明示していない。従って伝統的支配とカリスマ的支配との動態的連関については、彼の論述のなかで関係ありと考えられるところから、それを推定する程度にとどまらざるをえないだろう。ウェーバーによれば、「カリスマは伝統的に束縛されている時代においては (in traditionale gebundenen Epochen) 唯一の大きな革命的勢力 (die grosse revolutionäre Macht) である。カリスマによる伝統の破壊・変革は、人間の内部に於ける苦悩や感激から生まれ、過去からの伝統に束縛された一切の個別的な生活形態や、同様に慣習に埋もれきっている世界観や処世の態度等の世俗一般に対するあらゆる態度を全く刷新しつつ人間の中心的な性向や行為の方向を変化せしめることを意味する。そして合理主義以前の諸時代に於いては、支配・服従のみならず、人間の行為の方向付けの殆んど全部は、伝統とカリスマとの両者の間に配分されている。」(Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* 1921, S. 124ff. 浜島朗訳「前掲書」参照)と述べている。ここで合理主義以前の時代——前近代社会が「カリスマ」と「伝統」とによって両分されるということは、カリスマと伝統とが同時に並存するというのではない。何となれば、この両者は相互に他を否定し合う関係にあり、両者が純粋な形で一社会内に同時に且つ同一次元で共存するというが如きは、明らかに矛盾であるからである。そうすると右の命題は、カリスマと伝統とが相互に入れ替わって順次に現われることによって、合理主義以前の諸時代が存続すると考えるのが自然であろう。この関連を図示すれば、

……伝統的支配→カリスマ的支配→伝統的支配……となり、一種の循環的な変動過程が見られるわけである。尤も、時間的には、ウェーバーが指摘しているようにカリスマは一時性、暫時性を本質的特性としており、伝統は云

うまでもなくそれに対して長期性、持続性を本質とするものであるから、右の図式は、

……長期的伝統支配→一時的カリスマ的支配→長期的伝統支配……

と云う風に、更に書き改められねばならぬであろう。そして前述のウェーバーの所論は、基本的には伝統→カリスマへの変動過程を提示しているのであるが、逆にカリスマ→伝統への変動過程は彼の場合、カリスマの日常化 (Veralltäglicung des Charismas) すなわち世俗化の理論から推察することができる。カリスマ的支配の一時的・短期性は、最大限度に於いてもカリスマ的支配者の生涯 (life period) を超えることはできない。すなわち、カリスマ的支配者が支配者として出現してから、カリスマ的支配者として死没するまでの、せいぜい半世紀ほどが最長期間の限界である。カリスマ的支配は、このようにカリスマ的支配者の消滅 (死) によって、その純粋な形態を喪失し、やがて伝統的支配 (すなわち日常化された世襲カリスマ的支配) へと移行していくのである。この間の事情について彼は次の如く考えている。

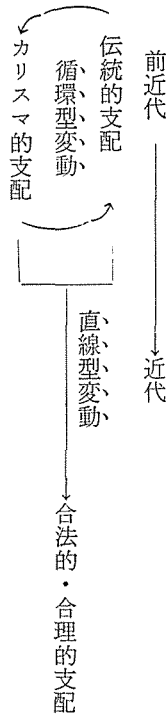
カリスマが伝統的時代 (前近代社会) のなかで、唯一の革命的勢力として、既存の伝統を打破し変革する仕方は、カリスマの本質からも直ちに理解される如く、理性 (ratio) によらずして、すなわち目的合理的乃至価値合理的行為によらずして、感情—特殊な感情乃至激情によるのである。この感情の昂揚が鎮まると再び新しい伝統 (世襲カリスマ) の世界が人々に立ち戻るのである。(Max Weber, *ibid.* S. 142)

(註) カリスマの日常化の形態については、彼は今述べた世襲カリスマのほかに、更に官職カリスマをあげている。すなわちカリスマの日常化に於いて、カリスマ的支配は伝統化される (traditionalisiert) か、合理化—合法化されるか (rationalisiert—legalisiert) 或いは種々の点で両方の性質をおびて来るのである。そしてこの伝統化されたカリスマが所謂「世襲カリスマ」(Erbcharisma) であり、合理化—合法化されたカリスマが「官職カリスマ」(Amtscharisma) であることされているが、この場合の、彼の云う合理化—合法化された官職カリスマと本来の合法的・合理的支配との関係は、両者が同一なのか、異質のものなのか、問題が残るようである。カリスマ的支配が、たとえ日常化されたに



ても、前近代のものであるならば、両者は異質のものであろうし、もしカリスマ的支配が日常化することによって全く異質のものへと変動すると解するならば、両者は同一と見なしうる可能性が出て来るであらう。さらに純粋なカリスマ的支配という同一のルートから、このように異なる伝統的カリスマと合理的・合法的カリスマが発生する展開過程が理論的に説明されねばならぬであらう。私見では、カリスマが日常化され、世襲カリスマや官職カリスマに変異しても、そこにカリスマの残滓が全く払拭されざるかぎり、つまり依然として世襲カリスマであり、官職カリスマであるかぎり、正当性信念の根拠が世襲されたカリスマ、官職化されたカリスマであるかぎり、もとの純粋カリスマ人格カリスマ (Personliches Charisma) への願望又は欲求は決して消滅せず、ここに世襲カリスマ又は官職カリスマと人格カリスマとの絶えざる顕在的もしくは潜在的な闘争がカリスマの日常化の過程のなかでくり返えされるのではなからうか。この点については、なお今後の考察が必要であることを附言しておく。

これまでの検討を要約すれば、ウェーバーの支配の基本的三類型の動態的関連は次の如くであらう。



循環型変動は、支配の類型（伝統的支配とカリスマ的支配）自体の内的原理が中心になっており、直線型変動の場合、社会の近代化という外的状況が主になっている。このように、これまで筆者が考察し検討してきたところは、支配変動の理論としてウェーバーの所説には、一貫性がないように思われ、特にさきに述べた筆者の支配変動論の立場からは、それを全面的に是認することはできないようである。

### 三

支配類型論の代表的と思われる学説の第二は、白井二尚氏の見解である。白井氏の支配類型論は同氏の支配、関係論（それは支配論でもなく、支配の社会学でもなく、まさに社会関係としての支配関係を対象とする）の中心であると思われるが、一体、同氏の支配類型論はマックス・ウェーバーの場合（前述せるようにわが国に広く紹介されている）とはちがって、同氏自身も、わずかにその一端を戦前の岩波講座倫理学所収の「身分」なる論文で発表されているにすぎず（倫理学講座、第十一冊、一九四〇年）、その全貌は京都大学文学部での講義に於いてでしか述べられていない。それ故、筆者はその折の講義ノートを中心に、前記の「身分」論文を参照しつつ、以下きわめて概括的に同氏の支配関係の類型論を紹介し、ついで筆者の支配変動論の立場から若干の検討を試みてみたいと思う。

白井二尚氏の支配類型論の特質は、第一に支配を支配者と服従者との間の上下関係として扱っているという点であり、支配又は服従に対してどのような服従又は支配がなされるかという、支配者と服従者との相互作用が重視されていることである。筆者がさきに、単に支配論、支配の社会学ではなく、支配関係論であるといった所以である。

第二の点は、類型化の原理を、支配者と服従者との間の「優劣の差」に求めており、その差の大小によって、先ず根本的に次の四種の基本的類型を措定している。

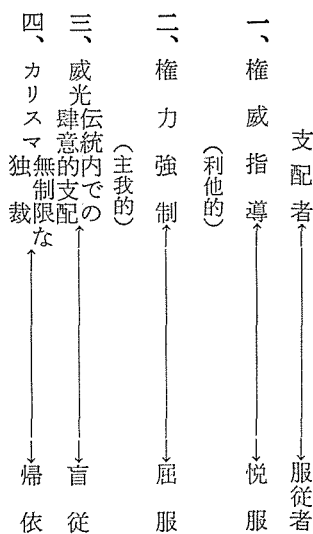
- 一、権威による支配関係……権威支配
- 二、権力による支配関係……権力支配
- 三、威光による支配関係……威光支配
- 四、カリスマによる支配関係……カリスマ支配

このうち、一と二とは、支配者と服従者との間に、対等関係（競争、闘争、協同等）を維持する以上に大なる優劣の差が存しているが、三と四に比べて優劣の差が小である場合であり、従って服従者は未だ支配者に対して知的な接近、判断、評価が可能であり、その程度の優劣の差の大きさに両者の関係がとどまっているのである。競争や闘争が

可能な程度の均衡は、もはや兩者の間の優劣の大なる差によって保持されていないが、しかしながら優劣の差は劣者である服従者の側から知的に判定できる限界をこえてはいないのである。これに反して三は、優劣の差が伝統の枠内で極度に大きい場合、四は優劣の差が無条件的に絶大である場合に成立、存続するとされている。三と四の場合には、服従者は支配者に対して、もはや知的に接近し、判断し、評価することの全く不可能な、いわゆる知的無産者にすぎないのである。

それでは一の権威支配と二の権力支配とは、いかに区別されるかと云うと、それはさきに述べた特質の第一の点と関連してくるのであるが、権威は支配が服従者に対して彼の意欲を促進するように行使される場合であり、権力は反對に支配が服従者に対して彼の意欲を阻害するように機能する場合である。

そこで第一の特質を中心としてさきの四つの基本的類型をまとめてみると次の如くなる。



(註) 威光については、白井氏は L. Leopold, Prestige, 1913 を高く評価され、その影響を受けているようである。

以下暫らく第三の威光を中心として同氏の所論を引用すれば次の如くである。「優劣の差が極度に増大すれば、上

位者の行為は下位者にとって分析把捉批判評価が不可能となる。極めて大なる優劣の差の存する事は感ぜられつゝも、その差が如何なる点に於て如何なる方向に何を基礎として如何なる度に於て存在するか、又上位者の支配の發動する事情意図手段影響が如何なるものであるかが明確にされ難くなる。即ち下位者は上位者に知的に近づく事が不可能となり、上位者に対して論理も直観も適用し得ざるに至る。(Proletariat of logic, outlaws of intuition. Leopold, *Prestige*, p. 127)……………中略……………斯かる高度の優越を保持する上位者の為すところが、下位者によって総て無批判的に認容されるは当然であり、前者の命令支配に対して後者は専ら盲目的に服従するのみである。此処に於て上位者の下位者に対する態度が主我的なるか否か、又その行為命令が如何なる事情動機に根ざすか、更にはその優越が真実の内容を伴ってゐるか否かさへも問われることなく、彼の支配は無条件に(伝統の枠内で……………筆者記)服従を見出すのである。斯くの如き絶対的支配を確保する勢力及び権威から區別して威光 (*prestige*) と呼ぶことが出来るであらう。絶対的なるが故に肆意的に發動し得る威光は、阻害的促進的の何れでもあり得るが、之に対する服従は屈服(権力—阻害的……………筆者記)乃至悦服(権威—悦服……………筆者記)よりもむしろ盲従である。」「(身分)二十一頁—二十二頁)

(註) 高田保馬氏もその著「勢力論」のなかで、威光を「計りがたき高さ・著しい距離にある」(四十一頁)勢力と見なし、かかる威光と権威との相違を論じて「権威にあってはそれに従ふことが自ら価値に於て高まる所以であり、それによって庇護と助長とを期待し得る所以である。同時に従属者は其勢力によって強圧を感じるよりも、愛着とまた高まりをすらも感ずる。これに反して威光にあっては主体間の距離があまりにも大きい」(四十二頁)として、それはもはや一定の標準による服従者の判断を超えるものであるとしている。

以上簡単に臼井氏の支配類型論の骨子だけを紹介したが、それではこれ等の類型間にはどのような動態的関連が考えられているかを次に考察してみよう。率直に云つて筆者の見るところでは、同氏自身、筆者が考えているような類型間の動態的関連それ自体について、それを正面からとりあげてはいないし、又それは同氏の主たる関心でもないように思われる。けれども、全く問題に仕なかつたわけではなく、間接的と云おうか、側面からと云おうか、例えば権力・

権威から威光への変動過程について威光の成立にとって時の経過が必要であることにふれ、次の如く論じているのである。すなわち、<sup>7</sup>絶対的支配の蓋然性を有つ威光にも、一の特種な制約が附随する。それは即ち時の制約である。甚大なる優越もそれが成立せる当初は、その成立の過程や根拠手段等を知る者多く、従つて批議批判が容易であり、又斯かる優越に至る以前には、後の優越の主体に対して何等劣る事なかりし者や、むしろより大なる優越を有して上位に在った者も少くないのが常であり、又此等の中、特に事を共にし労苦を一にせる旧き同志や血族等は実力功績に於て敢て譲らざるのみならず、繁き接触交渉によつて、優越の主体の弱点欠点を熟知するが故に、兩者の間に隔絶的なる距離を感じる事なく、むしろ批議論難さへ加へ易い。此の故に威光の急速なる確立を図るには、過去を知る者の圏外に出るか、又は過去を知る者を排除するを要する。予言者が郷里に容れられざるは先なる場合と連関し、独裁制的支配者が同志血族等を排除することあるは後の場合にあたる。併しながら時は人の過去を次第に忘却の中へ葬り去り、過去を物語る事物を堙滅に帰せしめる。これと同時に過去を語る人も滅じ知るに由なき斯かる過去について知らんとする関心も乏しくなり、只現在の甚大なる優越をその儘に受入れ、認容して、之に畏敬と服従とを捧げるのみとなる。威光の真に確立するは此の時であつて、此処に至るまでには二世代三世代を必要とする。而して高き身分の保持が続けば、此の地位にあつての支配も自らその形態を持続するが故に、支配形態が慣習化乃至伝統化し、人は之に慣れて何等之を疑ふ事もなく即自的に之に従ふに至るけれども、若し上位者が支配の伝統的形態を破つて、新たな方法手段を用ゐることがあれば、これによつて従前の即自的服従の態度は否定を受けて対自的となり、やがてその対象たる支配の新形態に対して、分析批判を加へるの態度（権威や権力のレベルにおける態度……筆者記）に出て、威光は傷けられざるを得ない。（「身分」二十六頁—二十七頁）

以上長く原文を引用したが、要するに権威・権力から威光への動態的関連が同氏においては時間の経過を媒介として捉えられているのである。この場合、何故権威又は権力が長期間、それ自体として存続し、やがて威光に変質する

かについて、間接的にはあるが臼井氏は権力の場合には、究極的には服従者の「価値の顛倒」が服従行為（屈服）の内からそれが生ずる可能性を指摘している。（阻害された意欲の対象を価値なきものとして逆に意欲の対象とは反対のもの―抑圧されている現状そのものを価値ありとする。例えば清貧をたたえ富貴を賤しめる）他方権威の場合については、同氏は特に言及されていないようであるが、筆者は権威から権威主義への内的変化のうちにその可能性を見出すことができるかと考えるものである。（拙稿「権威」教育社会学辞典、三百三十三頁、一九六七年）すなわち、権威による指導に服従者が悦服するのは彼が権威に従えば自己の判断と自力による以上に、より効果的能率的に自己の欲求を充足することができるからであるが、服従者がそうすることに徹底すればするほど彼等の行為は他律的とならざるをえない。かくして権威は、それに追隨する服従者の自らによる主体的な判断中止を結果せしめ、権威に対して盲目的服従の態度を醸成し、これと対応して支配者の権威主義態度が強化され、やがて威光への道を歩むこととなるのである。

これまで見てきたように、権威、権力、威光の三類型間の動態的関連については、臼井氏の場合、正面からとりあげられていないにしても、側面的に明らかにされており、それは右の如く権威・権力から威光への直線型の変動過程を明らかにしたことである。しかしながら、権威と権力の間、更にはカリスマと他の三類型との間の動態的関連は、少なくともそれぞれの内的原理からは殆んど説明されていない。但しカリスマの場合には、同氏は根本的にウェーバーに拠っているから、さきにウェーバーに就いてカリスマと伝統に関して検討した私見が、臼井氏の場合カリスマと威光との間の関連に就いても、ある程度まであてはまるであろう。それ故、ここではこれ以上、深く立ち入らないことにする。

要するに臼井氏の支配関係論は類型論の立場からは社会学的に極めてすぐれていると思われるが、変動論の立場からは、なお多くの問題が残されており、それらは後進の筆者達によって今後究明されなければならないと思う。

かつての支配類型論の代表的なものとして、筆者は最後に、そして第三にG・ジンメルのそれをあげ、これまでと同様に概説と検討を試みることにする。そして結論として私見を簡単に述べておこう。

ジンメルの支配論は、彼の社会学の名著 *Soziologie* 1908 の第三章に、*Über- und Unterordnung* というタイトルの下で展開されているのであるが、それはウェーバーの支配の社会学とはちがって、わが国では戦前・戦後を通じて殆んど紹介されておらず、わずかに近年に至って若干の論文(阿閉吉男氏「支配の社会学——ゲオルク・ジンメルのばあい——」武田良三博士古稀記念「近代社会と社会学」一九七一年、拙稿「単独支配の研究」哲学論集第四号、一九五八年ほか教篇)及び原典の邦訳(居安正氏訳「社会分化論・社会学」中の支配論、現代社会学大系第一巻「ジンメル」一九七〇年青木書店)が公刊されている程度である。

右のジンメルの支配論のなかで、支配類型論が占める地位の重要であることは改めて云うまでもないところであるが(例えば支配論八十五頁中で類型論は実に五十三頁を占めており、全体の約六十四%である)、それは次の三種の基本形態についての論議である。

一、単一支配 (die Überordnung von einem Einzelnen)

二、集団支配 (die Überordnung von einer Gruppe)

三、組織支配 (die Überordnung von einer objektiven, sei es sozialen, sei es idealen Macht)

これらの三種の基本形態について簡単に説明を試みるならば、先ず第一の単一支配は、支配が原則的に、ただ一人の支配者(文字通りワンマン)の個人的決定によって全く任意に行われる形態であり、服従者に対する命令の最終決定権を如何なる場合にも一人の支配者がその最高の地位に於て常に確保している様式である。要するに支配者はただ一

人、いわば「上御一人」であつて、彼の有する特定の人格 (personality) が、よかれあしかれ支配に決定的影響を与えずには措かないのである。

第二の集団支配は、支配者が常に優越的地位にある人人の集団それ自体であつて、この集団に属する個々の成員は、当該支配集団の構成員以上の何者でもなく、又構成員として各自が平等であることを原則とする。従つて集団支配は支配が必ず優越的地位にある人々の集団的意志決定によつて、つまり支配集団の決議に従つて、或いはそれを最優先するものとして常時実施されることを原則とする支配形態である。いわゆる第一の「ワンマンシップ型」に対する「集団指導制型」である。

第三の組織支配は、広い意味での支配の制定された秩序又は規則に遵つて、それを最高至上のものとして遵守することによつて支配が純粹に客観的な場において (すなわち感情論抜きに冷静な場において) 行使されることを根本原理とするものである。この場合、支配者が一人であろうと、集団であろうと、そのことに直接かわらない (支配の場がミクロなレベルであれば、一人又は少数であろうし、マクロな次元ともなれば多数者であつたり集団であることも考えられる)。支配のルールを忠実に守るかぎり、又その能力や資格のあるかぎり (法の番人として) 支配者は何人であつても差し支えないわけである。従つて組織支配は支配者の地位が最高度の開放性を有する形態であると云えよう。又この種の形態は、客観性 (Objektivität) という点からみれば、その可能性において最も高度なるものであり、集団支配はこれにつき、単一支配は最も低度なる形態である。このことの反面、いわゆる支配の人格性 (Personalität) 例へば屢々服従者が感泣しななければならないような支配者の恩恵、恩沢の情) という点からみれば、単一支配が最も高度にそれを実現する可能性の大なる形態であり、集団支配がこれにつき、非人格組織支配は文字通りに最も低度なるものである。



(註) ラテンアメリカでは注目と尊敬的になるものは、ある特定の人間、独特の人格であつて、北米合衆国の如く彼の占めてゐる社会的地位や役割ではないと、ジョージ・ホワイトとホーム・パークの言葉は単一支配と組織支配の相違をよく表わしてゐる (W. F. White & A. Holmberg, "The Contrasts of Culture", Human Organization, Fall, 1956)。最近な例で、この三種の支配形態の具体例をあげれば、大学行政における教授会の決定は第二の集団支配に、事務局の事務的処理は第三の非人格的組織支配に、学長や理事長の専決又は彼等への一任は第一の単一支配にそれぞれ対応すると云える。大学がこれらの何れによつて主として運営されるかによつて大学の性格は著しく影響されるであらう。又事實上、特定の大学創設者もしくはこれに類する個人の精神や方針が常に強調される大学と教授会の自治が大学の自由のシンボルとして重要視される大学と事務局の意向が有力であるような大学の区別も一種の大学観としてなりたつてあらう。

ところでジンメルは更に、第三の組織支配について、三種——要約すれば二種の下位形態を分けてゐるのである。彼の述べているところを筆者の考えに従つて簡単に述べれば次の如くである。

- 一、初期の形態——外的権力形態
- 二、中間の形態——内的権力形態 (過渡的形態)
- 三、後期最終的形態——意味的権力形態

第一の形態はジンメルが社会的権力 (soziale Macht) と呼んでゐるところであり、客観的非人格的支配秩序 (具体的には法規等) が服従者にとつて未だ外的に存在する秩序として外部から服従者を規制し支配しているような段階である。しかるに第二の形態は、そうした客観的非人格的支配秩序が徐々に服従者の内に定着し、いわば社会的規範として内面化する段階である。外部から服従者の行為 (服従行為) を規制してゐた秩序や法規が今や服従者の内なる声として、服従者は自己の内なる秩序に遵うような段階である。そして最後の第三の段階はジンメルが理念的権力 (ideale Macht) 筆者は以下、イデオロギーとしての権力と呼ぶ) と呼んでゐるものであり、服従者の内に内面化した客観的非人格的秩序がやがて個人と社会との一切の対立の彼岸に存する意味的存在としての性格を帯びて来るのであ

る。それは社会的存在物としての支配秩序——法規以上のものとして理念像化し、理念像としての客観的原理それ自体が本質的に具有する超歴史的超社会的な妥当性から湧き出でて来るものとされるに至るのである。服従と云う行為は此の段階に至ると、もはや特定の支配者乃至支配秩序に捧げられるものと云うよりも、そうした理念像が服従者の服従行為を介して自己自身を実現することに他ならなくなるのである。

(註) わが國の江戸幕藩体制後期に至って大成したと云われる「武士道」を例にとれば、君に忠なること<sup>は</sup>、もはや現実の支配—服従関係における臣下としての自己や、自己が禄仕している特定の主君何某のためではないのであって、主君が誰であろうと又臣下が自己であろうと他の何人であろうとも、いやしくも主をもつ武士として絶対になさねばならないことであつた。それが眞の武士道精神の自己顕現、自己發露として要請されたのである。封建社会の掟が武士たる自己に忠義を命ずる(外的強制)のでもなく、武士たる自己に内面化した忠義の心が他の諸々の欲望をもつた自己に忠節を要求する(内的強制)のでもなく、絶対的觀念態(イデオロギー的存在)にまで昇華しきつた武士道が武士たる自己を介してそれ自身を実現していくと考へるのである。かくして今や、たとへ天地が崩れても、法は守られざるべからずである。(森鷗外「興津弥五右衛門の遺書」参照)

以上によつて一応、ジンメル<sup>の</sup>支配類型論の概要を極めて簡略な形で、又多少とも筆者の考えをまじえ乍ら紹介しおわつた。それでは彼の支配の三種の基本的類型の間には如何なる内的動態的關連が理論的に可能なのであろうか。この点については前二者(ウェーバーと臼井氏)の場合とほぼ同じように、ジンメルにあつても積極的な提言は殆んどなされてない。しかし乍ら、彼が随所で部分的個別的に論じているところを筆者なりに接合して、筆者自身の支配變動論の立場から再構成してみると、およそ次の如き類型間の動態的關連が析出されようである。

先ず、はじめに彼の言葉に従つて、三種の基本的形態のうちで最も根本的且つ始原的形態(die fundamentale u. die primäre Form)としての単一支配を起点として、それと集團支配との關連を考へてみると、単一支配はその内

的構造原理のなかに集団支配への変動の可能性を多分に含んでいるのである。この点についてはジンメル自身が単一支配の純粹型に於いては、又歴史的事実としても、支配者が自己の支配を維持存続せしめるために服従者を平準化し (nivellieren) 彼を取り巻く支配の中枢・側近に於いても平凡中庸の人材しか用いないということからも直ちにその可能性を指摘することができるであろう。従つて単一支配の後継者は単一支配者に匹敵するような卓越せる人物としては養成されず、彼の支配を彼の意のままに行使する中間的媒介者として単なる「能吏」以上の何ものでもないのである。又他方に於いて単一支配の場合には、組織支配の如く支配に關する法規等が十分に完成整備されておらず、単一支配者の後継者について単一支配を存続させるための確固たる客観的な原理原則が確立されていない。何となれば若しそうした原理原則が確立されていれば、そのこと自体すでに単一支配の純粹型から逸脱していることになるからである。以上二つの特質から単一支配は必然的不可避的に遭遇せざるをえない支配者の死やその他の理由によつて、そのあととはかつて単一支配の中枢や側近に位置していた複数の人々による集団支配（多数支配、集団指導）の形式をとる可能性が理論的には極めて大となるであろう。つまり単一支配はその内的基本的な特性から集団支配へと連關する蓋然性を本来内含していると云えよう。

次に集団支配から組織支配への変動連關について考えてみると、集団支配が集団支配として存続して行けば集团的意志決定が好むと好まざるとにかかわらず徐々に又は急速にか積み重ねられ、それらが慣例、先例、内規、法規の類を発生せしめ、そのような先例、内規等の類が支配集団それ自体を規制する機能的存在となり、やがては集団支配が實質的には組織支配への道を歩むことになる。このような集団支配から組織支配への変動連關の可能性については、もはやこれ以上に詳しく述べる必要はないと思われる。

さて、このような過程を経て出現して来る組織支配の下に於いても、さきに述べたようにジンメルは二つ乃至三つの下部形態をあげ、それらについては最初に外在的であつた客観的法規の類が服従者のうちに内面化し、やがてそれ

自体が個々の服従者の内面から意味的存在へと昇華していくことを論じているのである。以上を要約すれば

単一支配 → 集団支配 → 組織支配 (法規支配) → イデオロギー支配

となり、この図式はまた、極めてマクロな表現をすれば、「人格支配——非人格支配」として把握することもできるであろう。

以上のようにジンメルの支配類型論を筆者の支配変動論の立場から一応きわめて簡単に再構成し、しかも詳細な説明をすべて省略してその骨子だけを述べた。最後に筆者は、このようにいわば直線型的な支配の変動図式に対して、ジンメル自身も指摘しているところであるが、組織支配に於ける、特にその最後のイデオロギー支配に於ける支配の硬直性 (Starrheit) に注目し、その過度の硬直化の進行自体 (例えば北欧やイギリス、カナダなどに見られる社会福祉政策の行きづまり現象に見られる) が、再び単一支配を招来する可能性の大なることを考慮して支配変動の循環理論を筆者の私見として提示したいと思っているものである。

イデオロギー支配は支配の論理から云えば、最も理想的で究極的形態ではあろうが、同時にそれは、意味的存在としての硬直性の故に、やがてはその崩壊に直面せざるを得ない。その秋よにあたって出現する可能性の最も大なる支配の類型はジンメルの示した支配の三種の基本的類型のなかでは、単一支配の形態ではなからうか。何となれば、硬直しながらもそれ自体なお強固な存在であるイデオロギー支配につづくものは、それを打破するものは、それはやはり強力なイデオロギーを有った支配の理念でなければならぬが、それは単に既存の客観的非人格的な意味的存在としての支配のイデオロギーではもはやなくして、一人の偉大なる人格と結びついた、イデオロギーを体現している一人の支配者個人、例えばウェーバーのカリスマ的支配者を必要とするからである。具体的且つ歴史的には、彼は中興の祖であったり、革命の指導者であったり、時には新しい時代の先駆者であったりするであらう。

これまで筆者なりの支配変動論の立場から、ウェーバー、白井氏、ジンメルのそれぞれに精緻な支配類型論を一通

り紹介し検討し、最後に特にジンメルの見解によりながら、多少とも筆者の循環型の支配変動論の一端を提示した。私見については全く序説の域を出ず、竜頭蛇尾に終ったが、本稿を閉じるにあたって、筆者の支配変動論についての自らの基本的態度を一言述べておこう。

本稿で提示した支配変動論は、あくまでも支配変動の理論であって、複雑きわまる支配変動の歴史的現実の記述や説明ではない。それが歴史的現実に対して意味をもち、有意義であるのは、支配の現実を支配の理論からはばみ、種に変化変容させている広い意味での社会的諸条件を探索するのに、それがわれわれ社会学者にとって不可欠の羅針盤であるからである。現実が現在現処に於いて羅針盤通りに進まない場合、もしくは逆に羅針盤通りに進みそうな場合、われわれが何を実践すべきかは、研究者としてよりは、人間としての根本問題であろう。

(一九七七・一一・五・京都哲学学会講演要旨)

(筆者京都大学文学部(社会学)名誉教授)

---

---

## THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

---

---

*The outline of such an article as appears in more than one number of this magazine is to be given together with the last instalment of the article*

### A Theoretical Study of Dominance and Subordination

by Yoshisuke Ikeda

In this paper, I will criticize and reconsider the typologies of dominance and subordination developed by three sociologists, Max Weber, Georg Simmel and Jisho Usui, from the perspective that their typologies should be considered theoretically as *the intra-change process* among the typologies.

Max Weber's typology of dominance is highly evaluated as a typology in the theoretical sense, and is theoretically effective even in today's sociology. However, I do not think that we can find a systematic theory of *the intra-change process* among his primary types, that is, traditional dominance, charismatic dominance and rational dominance.

In the same way, Jisho Usui did not develop systematically *the intra-change process* among his four types; authority, power, prestige and charisma, if looked from the perspective of social change, in spite of his well-organized typology.

When we develop Georg Simmel's unique principal typology of dominance; mono-dominance (die Überordnung von einem Einzelnen), group-dominance (die Überordnung von einer Gruppe) and legal-dominance, (die Überordnung von einer objektiven, sei es sozialen, sei es idealen Macht) we can clarify his analysis of *the intra-change process* among his types in a theoretical consistence. Especially his three-stage-

theory of legal-dominance is worth while to be reconsidered and re-examined in developing *the theory of circular process of change on dominance*. As well as his thoery of group (small group), we have to re-discover Georg Simmel's theory of dominance in the modern sociology.

**A sketch on the relationship of God and the world in  
Whitehead's and Nishida's philosophy of religion**

*by* Seisaku Yamamoto

Nishida time and again points out that it is with the relationship of God and the world that religion is most concerned. In the following I would like to examine the problem of how God and the world is related to each other in Whitehead's and Nishida's philosophy of religion.

To state my conclusion first as to this problem, it seems to me that God and the world are in both philosophers conceived to be in panentheistic relationship. So far as Whitehead's philosophy of organism is concerned, many of its interpreters are agreed on the assertion that it can be grasped as panentheistic. On the other hand, in his final writing entitled "The topos-like logic and the religious worldview", Nishida says, "My standpoint should be conceived as not pantheistic but panentheistic."

Then what is panentheism? According to *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*, it is K. C. F. Kraus (1781~1832) who gave expression to this concept first of all. In an attempt to synthesize theism and pantheism, he brought out into relief the doctrine that all things are in God and called it as panentheism.

On the one hand, in theism emphasis is put on the contention that God transcends the world as the personal existent. In this case, God tends to be assumed in the figure of despot who accuses man of his sinfulness to the bottom. On the other, pantheism which identifies God with the world, emphasizes so much the immanenc of God in the world that the transcendent personal existence of God is apt to be negated. In an ende-